

# 年末調整手続の電子化に向けた取組を公表 (国税庁)

国税庁では、年末調整手続を電子化するため、「マイナポータルから控除証明書情報の一括取得機能（マイナポータル連携）の提供」、「従業員の年末調整データの入力・提出支援ソフト（年調ソフト）の提供」を2020年10月から開始しました（令和2年度分の年末調整手続から適用）。

また、個人の所得税確定申告手続についても、マイナポータルとの連携による簡便化が図られます（2021年1月以降から提供開始予定）。

詳細につきましては、以下の国税庁特設ページをご覧ください

1. 年末調整手続の電子化について
  - [年末調整手続の電子化に向けた取り組みについて（令和2年分以降）](#)
  - [年末調整手続の電子化に関するパンフレットについて](#)
2. [（参考）マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化](#)